

第23期 中間決算公告

2021年12月30日

東京都港区港南二丁目16番5号  
 楽天銀行株式会社  
 代表取締役社長 永井 啓之

中間連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	3,248,617	預 金	6,330,115
コールローン	5,585	借 用 金	869,500
債券貸借取引支払保証金	65,414	外 国 為 替	1,784
買入金銭債権	1,464,106	そ の 他 負 債	76,034
有 価 証 券	219,320	賞 与 引 当 金	628
貸 出 金	2,285,414	役 員 賞 与 引 当 金	2
外 国 為 替	8,350	退 職 給 付 に 係 る 負 債	973
そ の 他 資 産	159,583	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13
有 形 固 定 資 産	3,135	支 払 承 諾	8,957
無 形 固 定 資 産	15,002	<b>負債の部合計</b>	<b>7,288,009</b>
繰 延 税 金 資 産	3,549	<b>(純資産の部)</b>	
支 払 承 諾 見 返	8,957	資 本 金	25,954
貸 倒 引 当 金	△1,414	資 本 剩 余 金	2,468
		利 益 剩 余 金	148,774
		株 主 資 本 合 計	177,197
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△106
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△602
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,146
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△21
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,416
		非 支 配 株 主 持 分	18,998
		<b>純資産の部合計</b>	<b>197,612</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>7,485,621</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,485,621</b>

## 中間連結損益計算書

自 2021年4月1日  
至 2021年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>52,688</b>
資 金 運 用 収 益	29,547
(うち貸出金利息)	(22,388)
(うち有価証券利息配当金)	(60)
役 務 取 引 等 収 益	20,254
そ の 他 業 務 収 益	2,208
そ の 他 経 常 収 益	227
信 託 報 酬	450
<b>経 常 費 用</b>	<b>39,009</b>
資 金 調 達 費 用	2,289
(うち預金利息)	(2,199)
役 務 取 引 等 費 用	18,117
そ の 他 業 務 費 用	66
営 業 経 費	18,274
そ の 他 経 常 費 用	261
<b>経 常 利 益</b>	<b>13,678</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>—</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>0</b>
固 定 資 産 処 分 損	0
<b>税金等調整前中間純利益</b>	<b>13,678</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,667
法 人 税 等 調 整 額	△329
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>4,337</b>
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>9,341</b>
非支配株主に帰属する中間純損失	△450
<b>親会社株主に帰属する中間純利益</b>	<b>9,791</b>

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等 23社

会社名

楽天信託株式会社  
楽天国際商業銀行股份有限公司  
一般社団法人スーパーラストホールディングス  
合同会社スーパーラスト1  
合同会社スーパーラスト2  
合同会社スーパーラスト3  
合同会社スーパーラスト4  
合同会社スーパーラスト5  
合同会社スーパーラスト6  
合同会社スーパーラスト7  
合同会社スーパーラスト8  
合同会社スーパーラスト9  
合同会社スーパーラスト10  
合同会社スーパーラスト11  
合同会社スーパーラスト12  
合同会社スーパーラスト13  
合同会社スーパーラスト14  
合同会社スーパーラスト15  
合同会社スーパーラスト16  
合同会社スーパーラスト17  
合同会社スーパーラスト18  
合同会社スーパーラスト19  
合同会社スーパーラスト20

#### ② 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社  
トランスバリュードメインサービス株式会社  
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）  
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）  
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

#### ② 持分法適用の関連法人等 0社

#### ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社  
トランスバリュードメインサービス株式会社  
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）  
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）  
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### ④ 持分法非適用の関連法人等 0社

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社 9月末日 22社

#### ② 6月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は196百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は 次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場により換算しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理及び金利スワップの特例処理及振当処理によっております。

②ヘッジ手段

為替予約、通貨スワップ、円金利スワップ

③ヘッジ対象

外貨建有価証券、日本国債等の円貨建有価証券

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

なお、当行の一部の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(11) 連結納税制度の適用

当行及び国内の連結される子会社は、楽天株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

## 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、これによる利益剰余金の期首残高への影響はありません。収益認識会計基準等の適用により、従来ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来のサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を「契約負債」として「その他の負債」に含めて計上することといたしました。

この結果、中間連結損益計算書は、経常収益の「役員取引等収益」が2,104百万円減少し、営業費用の「営業経費」が同額減少しております。なお、経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

## 追加情報

当行並びに国内の連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 1百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は39,833百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は24,411百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は1,145百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は12百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は134百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,305百万円あります。  
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
買入金銭債権等 246,762百万円  
有価証券 86,580百万円  
貸出金 1,086,214百万円  
担保資産に対応する債務  
借入金 869,500百万円  
上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券10,430百万円を差し入れております。  
また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金98,048百万円、先物取引差入証拠金498百万円、金融商品等差入担保金11,444百万円及び保証金12,204百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、539,460百万円あります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが539,460百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 2,966百万円
10. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。  
当中間連結会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	10,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	10,000百万円

11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 12.04%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益6百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額136百万円、貸出金償却14百万円及び貸倒償却2百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1参照）。また、現金預け金、コールローン、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権 (※1)	1,464,079	1,459,791	△4,287
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	103,513	103,444	△69
その他有価証券	115,796	115,796	—
(3) 貸出金	2,285,414	—	—
貸倒引当金 (※1)	△1,349	—	—
	2,284,065	2,287,416	3,351
資産計	3,967,454	3,966,448	△1,005
(1) 預金	6,330,115	6,330,161	45
(2) 借入金	869,500	869,500	—
負債計	7,199,615	7,199,661	45
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,864	2,864	—
ヘッジ会計が適用されているもの (※3)	△862	△862	—
デリバティブ取引計	2,001	2,001	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(※3) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した為替予約、通貨スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非連結子会社株式(※1)	1
② その他証券 (※2)	8
合 計	10

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) その他証券については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	28,701	126,480	155,182
有価証券	100,147	15,607	40	115,794
その他有価証券	100,147	15,607	40	115,794
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	100,147	—	40	100,187
株式	—	—	0	0
その他	—	15,607	—	15,607
デリバティブ取引	—	6,029	—	6,029
金利関連	—	972	—	972
通貨関連	—	5,057	—	5,057
資産計	100,147	50,338	126,521	277,007
デリバティブ取引	—	4,027	—	4,027
金利関連	—	923	—	923
通貨関連	—	3,104	—	3,104
負債計	—	4,027	—	4,027

### (2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1,333,310	1,333,310
有価証券	99,114	—	4,329	103,444
満期保有目的の債券	99,114	—	4,329	103,444
国債・地方債等	95,735	—	—	95,735
社債	3,379	—	—	3,379
その他	—	—	4,329	4,329
貸出金	—	—	2,287,416	2,287,416
資産計	99,114	—	3,625,056	3,724,171
預金	—	6,330,161	—	6,330,161
譲渡性預金	—	—	—	—
借入金	—	869,500	—	869,500
社債	—	—	—	—
負債計	—	7,199,661	—	7,199,661



(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資 産

### 買入金銭債権

買入金銭債権については、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の喪失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債、社債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の喪失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反省させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価格が近似していることから、帳簿価格を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現座価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

## 負 債

### 預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・パンナ型のスワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2021年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	割引率	0.357%－1.875%	0.812%
有価証券				
その他有価証券				

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2021年9月30日)

	期首 残高	当期の損益又は その他包括利益		購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価 への振 替	レベル3 の時価 への振 替	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち中間連結 貸借対照表の日にお いて保有する金融資 産及び金融負債の評 価損益 (*1)
		損益計 上	その他の 包括利益 に計上 (*1)					
買入金銭債権	105,728	—	2	20,750	—	—	126,480	—
有価証券	117	—	0	△77	—	—	40	—
その他有価証券	117	—	0	△77	—	—	40	—

(\*1) 中間連結包括利益計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続きを定め、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価の比較等の適切な方法により価格の妥協性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権及び有価証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、TIBOR、国債金利等と信用のリスクプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	46,701	46,780	78
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	116	116	0
	その他	4,300	4,329	29
	小計	51,118	51,226	107
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないも の	国債	49,126	48,955	△171
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,268	3,262	△6
	その他	—	—	—
	小計	52,395	52,217	△177
合計		103,513	103,444	△69

2. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	—	—	—
	債券	18,465	18,428	36
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	18,465	18,428	36
	その他	985	963	22
	小計	19,451	19,392	59
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	—	—	—
	債券	81,722	81,885	△163
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	81,722	81,885	△163
	その他	169,804	169,858	△53
小計	251,526	251,744	△217	
合計		270,978	271,136	△158

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	当中間連結会計期間
経常収益	52,688
うち役務取引等収益	20,254
決済事業	12,416
住宅ローン事業	1,345
カード事業	4,479
toto・宝くじ事業	1,652
その他事業	2,464
顧客に支払われる対価	△2,104

(注) 役務取引等収益の 決済事業関連収益は主に個人営業本部、法人営業本部及びサービス高度化本部から、

それ以外の業務関連収益は主に個人営業本部から発生しております。なお、上表には企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	76,022円36銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	4,167円62銭

第23期 中間決算公告

2021年12月30日

東京都港区港南二丁目16番5号  
 楽天銀行株式会社  
 代表取締役社長 永井 啓之

中間貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,246,294	預 金	6,498,817
債券貸借取引支払保証金	41,002	借 用 金	869,500
買入金銭債権	1,386,159	外 国 為 替	1,784
有 価 証 券	481,850	そ の 他 負 債	75,524
貸 出 金	2,284,809	未 払 法 人 税 等	594
外 国 為 替	8,350	そ の 他 の 負 債	74,930
そ の 他 資 産	160,154	賞 与 引 当 金	448
そ の 他 の 資 産	160,154	退 職 給 付 引 当 金	938
有 形 固 定 資 産	1,618	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13
無 形 固 定 資 産	10,875	支 払 承 諾	8,957
繰 延 税 金 資 産	2,971	負 債 の 部 合 計	7,455,983
支 払 承 諾 見 返	8,957	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△1,408	資 本 金	25,954
		資 本 剰 余 金	2,468
		資 本 準 備 金	2,468
		利 益 剰 余 金	147,933
		そ の 他 利 益 剰 余 金	147,933
		繰 越 利 益 剰 余 金	147,933
		株 主 資 本 合 計	176,355
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 100
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 602
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 703
		純 資 産 の 部 合 計	175,652
資 産 の 部 合 計	7,631,635	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,631,635

## 中間損益計算書

自 2021年4月1日  
至 2021年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>52,045</b>
資 金 運 用 収 益	29,410
（うち貸出金利息）	(22,384)
（うち有価証券利息配当金）	(371)
役 務 取 引 等 収 益	20,225
そ の 他 業 務 収 益	2,208
そ の 他 経 常 収 益	200
<b>経 常 費 用</b>	<b>37,657</b>
資 金 調 達 費 用	2,251
（うち預金利息）	(2,161)
役 務 取 引 等 費 用	18,098
そ の 他 業 務 費 用	10
営 業 経 費	17,043
そ の 他 経 常 費 用	253
<b>経 常 利 益</b>	<b>14,388</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>—</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>0</b>
<b>税 引 前 中 間 純 利 益</b>	<b>14,388</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,536
法 人 税 等 調 整 額	△111
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>4,425</b>
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>9,963</b>

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は196百万円であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

##### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理及び金利スワップの特例処理によっております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、円金利スワップ
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券、日本国債等の円貨建有価証券

##### ③ヘッジ方針

行内規程に基づき、市場リスク等をヘッジしております。

##### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額

と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。ただし、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合は、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

なお、当行の一部の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 7. 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、楽天株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

#### 会計方針の変更

##### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、これによる利益剰余金の期首残高への影響はありません。収益認識会計基準等の適用により、従来ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来のサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を「契約負債」として「その他の負債」に含めて計上することといたしました。

この結果、中間損益計算書は、経常収益の「役務取引等収益」が2,104百万円減少し、営業費用の「営業経費」が同額減少しております。なお、経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。

##### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

#### 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### 注記事項

##### （中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 18,371百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は39,833百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は1,145百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を



図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は12百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は134百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,305百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 333,343百万円

貸出金 1,086,214百万円

担保資産に対応する債務

借入金 869,500百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券10,430百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金98,048百万円、先物取引差入証拠金498百万円、金融商品等差入担保金11,444百万円及び保証金12,204百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、539,460百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが539,460百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 2,732百万円

10. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額

10,000百万円

借入実行残高 一百万円

差引額 10,000百万円

11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 10.81%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益6百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額136百万円、貸出金償却9百万円及び貸倒償却0百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の「買入金銭債権」中に信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	46,701	46,780	78
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	116	116	0
	その他	4,300	4,329	29
	小計	51,118	51,226	107
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	49,126	48,955	△171
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,268	3,262	△6
	その他	—	—	—
	小計	52,395	52,217	△177
合計		103,513	103,444	△69

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	18,371
関連法人等株式	—
合計	18,371

3. その他有価証券（2021年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	18,465	18,428	36
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	18,465	18,428	36
	その他	985	963	22
	小計	19,451	19,392	59
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	341,459	341,623	△163
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	259,737	259,737	—
	社債	81,722	81,885	△163
	その他	154,227	154,268	△41
	小計	495,687	495,892	△204
合計	515,138	515,284	△145	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	0
その他証券	8
合計	8

その他証券については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	431 百万円
税務上の減価償却超過額	359
有価証券等償却	189
その他有価証券評価差額金	44
繰延ヘッジ損益	266
その他	1,679
繰延税金資産小計	2,971
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	2,971
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	2,971 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	74,761円97銭
1株当たりの中間純利益金額	4,240円66銭